

# 金沢市令和6年能登半島地震に係る公営住宅入居助成事業実施要綱

(令和6年12月17日決裁)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震のため住居が被災したことにより、応急的な住まい等での居住を余儀なくされた者が、住まいの再建先として県内の公営住宅に入居する場合に必要となる費用の負担軽減のための助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公営住宅 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅をいう。

(2) 加算支援金 次のいずれかに該当する支援金をいう。

ア 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第3条第1項の規定による被災者生活再建支援金（同条第2項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項各号（同条第7項において読み替えて準用する場合を含む。）に定める額に係る部分に限る。）

イ 石川県が定める石川県被災者生活再建支援補助金交付要綱第3条第2項に規定する支援金（同要綱第4条別表（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）のうち住宅再建方法に定める額に係る部分に限る。）

## (助成金の交付対象者)

第3条 助成金は、令和6年能登半島地震の発生の際、現に本市に居住していたと市長が認める者で、次のいずれかに該当するものが、住まいの再建先として石川県内の公営住宅に入居した場合に支給する。

(1) 応急仮設住宅（災害救助法（昭和22年法律第118号）第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。）又は公営住宅目的外使用（以下「応急仮設住宅等」という。）の入居者であり、応急仮設住宅等の供与期間（応急仮設住宅等の供与期間が延長された場合はその期間を含む。）内に当該住宅を退去した者

(2) 前号に掲げる以外の者で、次のいずれかに該当するもの

ア 金沢市長が発行するり災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の判定を受けた者

イ 被災者生活再建支援法第2条第2号ロ又はハに掲げる世帯に属する者

(3) その他市長が必要があると認める者

2 前項の規定にかかわらず、前項に規定する者の属する世帯に次のいずれかの者がいる場合は、助成金の対象としない。

(1) 石川県が定める令和6年能登半島地震自宅再建利子助成事業給付金交付要綱に定める給付金の給付を受けようとする者又は既に給付を受けた者

(2) 金沢市令和6年能登半島地震に係る民間賃貸住宅入居助成事業実施要綱（令和6年12月17日決裁）に定める助成金の交付を受けようとする者又は既に交付を受けた者

(3) 加算支援金を受給しようとする者又は既に受給した者

(助成金額)

第4条 助成金の額は、100,000円とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）は、第3条に規定する者が属する世帯ごとに1回に限り行うことができる。この場合において、り災証明を受けた複数の世帯が、同一の住宅に入居する場合は、一つの世帯とみなす。

2 交付申請は、市長が別に定める公営住宅入居助成金交付申請書を市長に提出して行う。

3 交付申請は、原則として、公営住宅に入居した日から6月以内に行わなければならぬ。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、申請の期限を延長することができる。

(交付申請書の添付書類)

第6条 交付申請をする者は、申請書に次の書類を添付しなければならない。

(1) 金沢市長が発行するり災証明書の写し

(2) 公営住宅に入居する世帯全員が記載された住民票の写し（続柄が記載されているものに限る。）

(3) 公営住宅の入居決定を確認することができる書類の写し

2 前項の規定にかかわらず、市長は必要に応じ、書類の提出の免除、書類の追加の提出を求めることができるものとする。

(交付の決定及び確定)

第7条 市長は、申請書を受理し、助成金の交付を決定したときは、その旨及び当該確定した額を当該申請をした者に市長が別に定める公営住宅入居助成金交付決定及び額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、助成金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して市長が別に定める公営住宅入居助成金不交付決定通知書により通知するものとする。
- 3 市長は、交付及び不交付の決定を行ったときは市長が別に定める交付台帳により整理を行う。

(交付決定の取消し及び返納)

第8条 市長は、交付を受けた者が偽りその他不正な手段により交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を市長が別に定める公営住宅入居助成金交付決定取消通知書により通知するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

令和6年1月1日からこの要綱の施行の日までの間に公営住宅に入居した者は、この要綱の施行の日から6月以内に交付申請するものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、期限の延長をすることができる。